

○宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号）新旧対照条文

【令和7年1月1日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><b>第34条の2関係</b> （略）</p> <p><b>1 依頼者への周知について</b> 依頼者への周知については、特に次の点について注意を喚起することとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 宅地建物取引業者が依頼物件を指定流通機構に登録した場合は、当該宅地建物取引業者から指定流通機構が発行する登録済証（以下「登録証明書」という。）の交付を受けることにより登録されたことを確認するとともに、<u>レインズ（指定流通機構が運営する宅地建物取引業者間の物件情報交換システムをいう。以下同じ。）のステータス管理機能を通じて当該依頼物件に係る取引の申込みの受付に関する状況等の最新の登録内容を確認すること。</u></p> <p>(5) （略）</p> <p><b>2～8 （略）</b></p> <p><b>9 指定流通機構への登録等について</b> (1) <u>登録証明書の交付時における説明等について</u> 宅地建物取引業者は、<u>指定流通機構に物件を登録したときは、登録証明書を交付する際に、レインズのステータス管理機能を通じて当該物件に係る取引の申込みの受付に関する状況等の最新の登録内容が確認できることに関し、依頼者に対して分かりやすく説明を行うことが望ましい。</u> なお、<u>宅地建物取引業者が専属専任媒介契約及び専任媒介契約に基づき指定流通機構に登録した物件について、当該物件に係る取引の申込みの受付に関する状況等の登録内容が事実と異なるときは、法第65条第1項の指示処分の対象となる。</u></p>	<p><b>第34条の2関係</b> （略）</p> <p><b>1 依頼者への周知について</b> 依頼者への周知については、特に次の点について注意を喚起することとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 宅地建物取引業者が依頼物件を指定流通機構に登録した場合は、当該宅地建物取引業者から指定流通機構が発行する登録済証の交付を受けること等により、<u>登録されたことを確認すること。</u></p> <p>(5) （略）</p> <p><b>2～8 （略）</b></p> <p><b>9 指定流通機構への<u>成約情報の通知</u>について</b> （新設）</p>

(2) 成約情報の通知について

(略)

1 1 ・ 1 2 (略)

(新設)

(略)

1 1 ・ 1 2 (略)